

明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明和町人権施策基本方針に基づき、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、個性や多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) SOGIE 性的指向（恋愛感情又は性的欲求の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性表現（服装や髪形等自己の性別についての表現をいう。）の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に尊重し合い責任をもって協力すると約した2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係をいう。

(パートナーシップ・ファミリーシップの届出)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）を形成している者は、その関係にある旨をパートナーシップにあってはパートナーシップ届出書（様式第1号①）、ファミリーシップにあってはファミリーシップ届出書（様式第1号②）（以下これらを「届出書」という。）を自ら記入し、町長に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出をしようとする者のいずれかが町内に住所を有していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 相手方以外の者とパートナーシップ等を形成していないこと。

(5) 届出をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(6) ファミリーシップにあることの届出をしようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(提出書類等)

第4条 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、届出書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 住民票の写しその他の現住所を証する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。以下「住民票の写し等」という。）

(2) 戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、パートナーシップ等の届出者の一方又は双方が外国籍である場合は、戸籍個人事項証明書又は戸籍全部事項証明書に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書その他の配偶者がいないことを証する書類（届出日前3か月以内に発行されたものに限る）及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 届出者には、届出書を提出するときに、それぞれ本人であることを明らかにするため、個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって届出者の顔写真が貼付されているもののいずれかの提示を求めるものとする。

3 届出書は、当事者双方が署名したものでなければならない。ただし、届出者の一方又は双方の署名が困難であると町長が認める場合は、この限りでない。

(通称名の使用)

第5条 パートナーシップ等の届出者は、町長が特に理由があると認める場合は、通称名（戸籍に記載された氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。）に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く使用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名を使用する者は、届出書を提出する際に、日常生活に

において当該通称名を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(受理証明書の交付等)

第6条 町長は、届出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、届出者に対し、届出の事実を証明する明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書(様式第2号。以下「受理証明書」という。)を交付するものとする。

2 受理証明書を交付された者のうちいずれかが転入した場合においては、原則として、転入予定日から14日以内に、住民票の写し等を町長に提出するものとする。

3 受理証明書は、届出者双方が来庁した場合に限り交付する。ただし、届出者双方の来庁が困難であると町長が認める場合は、この限りでない。

4 前条第1項の規定により通称名を使用しているときは、当該通称名及び戸籍に記載された氏名を受理証明書に記載するものとする。

(受理証明書への子に関する記載)

第7条 届出者の一方又は双方の者と生計が同一である未成年の子がいる場合その他町長が適当と認める場合であって、当該届出者が受理証明書に子との関係性の記載を希望するときは、子に関する届出書(様式第3号)に当該子の年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。前条第1項の規定により受理証明書の交付を受けた者(以下「交付者」という。)が新たに当該交付者の子との関係性の記載を希望するときも同様とする。

(受理証明書の再交付)

第8条 受理証明書の再交付は、交付者が次の各号のいずれかに該当するときに限り行うものとする。

- (1) 受理証明書を紛失し、毀損し、又は汚損したとき。
- (2) 氏名又は通称名を変更したとき。
- (3) 交付者が前条後段の規定による記載を希望するとき。
- (4) 子の氏名の削除を希望するとき。
- (5) その他特別の事情があると町長が認めたとき。

2 前項の規定により、受理証明書の再交付を受けようとする者は、明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書再交付申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、第13条の規

定により届出書が保存されている場合に限り、受理証明書を再交付するものとする。

(届出内容の変更)

第9条 交付者は、届出の内容に変更があったときは、速やかに、明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出事項変更届(様式第5号)を町長に提出するものとする。この場合において、住所に変更があったときは、住民票の写し等を添えるものとする。

(受理証明書の返還)

第10条 交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届(様式第6号)を町長に提出し、受理証明書を町長に返還しなければならない。

(1) パートナーシップ等が解消されたとき。

(2) 双方が町外へ転出したとき。

(3) 一方が死亡したとき。

(4) 第3条第2項第3号又は第4号に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により受理証明書を返還した者が希望する場合は、町長は、当該返還した者に対して、明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理事実証明書(様式第7号)を交付するものとする。

3 町長は、第1項の規定により明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度届出受理証明書返還届の提出があった場合は、遅滞なく、当該返還届を受理した旨を届出者双方に通知するものとする。

(個人情報の安全管理)

第11条 町長は、届出者から提出された個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いについては、個人情報の重要性を認識し、同法第66条第1項の規定により講ずる安全管理措置を確実に実施しなければならない。

(施策の推進に当たっての配慮等)

第12条 町長は、この要綱の趣旨を尊重し、全ての町民が、SOGIEにかかわらず、安心して、ありのままに暮らすことができるまちの実現を目指した施策を行うものとする。

2 町長は、全ての町民が、SOGIEにかかわらず、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応が行われるよう制度の周知に努めるものとする。

(届出書の保存)

第13条 町長は、届出書を30年間保存するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。